

外出禁止措置の延長（4月27日午前6時まで）：

新型コロナウイルス感染症関連情報

4月4日、ハルダリアス・ギリシャ市民保護省政務官は、新型コロナウイルス感染症防止対策として、外出禁止の期間を4月27日午前6時まで延長する旨発表しました。外出禁止措置は3月23日より開始されており、違反者には150ユーロの罰金が科せられます。

但し、医師への通院、通勤、食料品や薬の買い物、1人または2人で運動するための外出等は例外とされており、外出する際は、身分証明書またはパスポートの他に所定の許可証を携帯する必要があります。詳細については、次のURLでご確認ください。

<https://forma.gov.gr/>（ギリシャ語）

<https://forma.gov.gr/en/>（英語）

皆様におかれては、感染の更なる拡大の可能性も念頭に、最新情報の収集と感染予防に万全を期してください。

（参考情報）

・ギリシャ保健省（ギリシャ語）

<https://www.moh.gov.gr/>

・ギリシャ保健機関（ギリシャ語）

<https://eody.gov.gr/>

・外務省

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

・厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

在ギリシャ日本国大使館（領事部）

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp